

インターネットを利用した侵害の取締りの強化

知的財産推進計画 2004 (2004 年 5 月 27 日知的財産戦略本部決定)

「インターネットオークションサイト等の管理者による・・・権利を侵害している出品物のサイトからの削除等を円滑にする方策等取締りの強化の方策」

について幅広く検討を行い、必要に応じ法改正等制度整備を行う。

1 総務省の対応

権利を侵害している出品物のサイトからの削除等を円滑にする方策について、関係省庁、電気通信事業者団体、サイト管理者及び権利者団体等による検討の場を設け、具体的な検討に着手する。

2 今後の予定

【16 年度中】

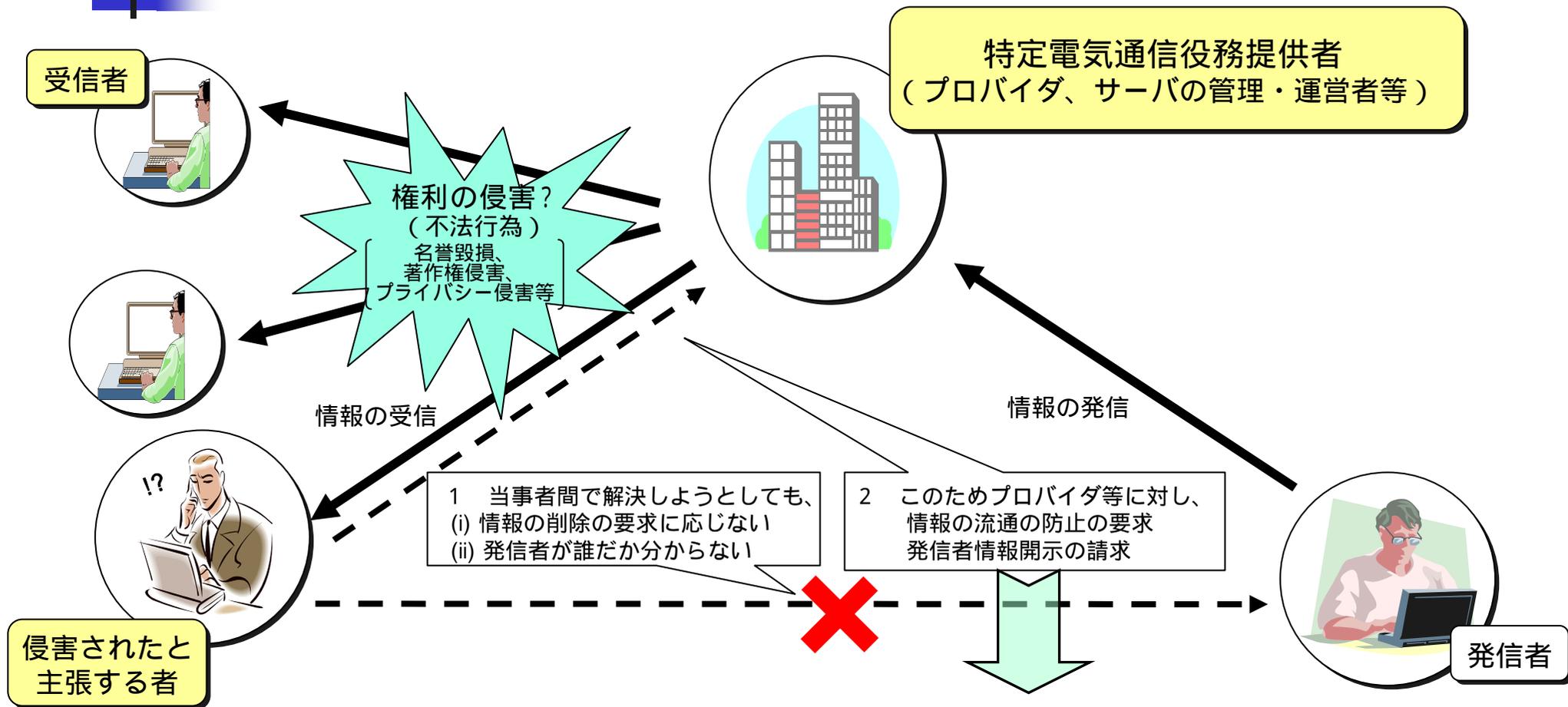
関係者による検討の場を設け、具体的な検討に着手。

【17 年度】

削除等の具体的な方策についてとりまとめる。

【参考】プロバイダ責任制限法の概要

プロバイダ等の自主的対応を促すための環境整備の必要性



(a) 情報の違法性の判断が困難等自主対応による措置の責任が不明確な場合がある

(b) 民事事件ではほとんど発信者情報の開示はされず、被害者救済が困難なことがある

➡ プロバイダ等による自主的対応を促し、その実効性を高める環境整備の必要

プロバイダ等の責任の明確化の概要



被害者(侵害されたとする者)に対する責任

以下の、の場合でなければ、**責任なし**

他人の権利が侵害されていることを知っていたとき

違法情報の存在を知っており、他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるとき

プロバイダ等による対応

削除せず

削除

発信者に対する責任

以下の、の場合、いずれも**責任なし**

他人の権利が侵害されていると信じるに足りる相当の理由があったとき

権利を侵害されたとする者から違法情報の削除の申出があったことを発信者に連絡し、7日以内に反論がない場合

発信者情報開示の概要

(開示の要件)

請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであること

損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他開示を受けるべき正当な理由があること

開示の請求

特定電気通信役務提供者
(プロバイダ等)



開示に応じないことによる損害は、故意又は重過失がなければ、免責

〔 発信者の意思の
確認 〕

開示しない場合

被害者
(侵害されたとする者)

!?



(開示請求の訴え)

裁判所



発信者

